

# 子育てサロン

子育てで悩みはありませんか。同じ子育て中の方や子育てサポーターと情報交換をしながら、一緒にサロンで楽しみましょう。子どもさんと気軽に過ごしてください。



## 子育てサロン(2015)

- 時 毎週水曜日 10時～12時
- \*ただし、祝日は休み
- 所 中央公民館3階 和室
- 内容 絵本の読み聞かせやキッドビクス(音楽に合わせての体操)など実施しています。
- 参加料 無料
- 問合先 中央公民館 電話(22)7251



## 子育てサポーター養成講座(兼子育てワクワク学習会)

子育てについて、気軽に相談に応じ、アドバイスをなどを行うサポーターを養成する講座です。また、育児中の方の学習会も兼ねて開催します。

- 【日程】 6月から7月の水曜日 および7月11日(土)(全4回)
- \*詳細については、お問い合わせください。
- 【所】 中央公民館
- 【内容】 指遊びなどの実技、子育てに関する講話
- 【対象】 全講義を受講できる方
- 【定員】 30人(託児あり)

## 受講料 無料

【申込締切】 5月27日(水)必着  
【申込方法】 はがき、ファクスまたは電子メールに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話(ファクス)番号を記入の上、お申し込みください。

- 受講者決定については、こちらから通知します。
- 【申込・問合先】 〒895-0007 大小路町14-5 中央公民館 電話(22)7251
- shakai@city.satsumasendai.jp

## まなびねっとセンター(パソコン相談)のご案内

中央公民館では、パソコンの操作に関する悩みを解決するための相談窓口として、「まなびねっとセンター」を開設しています。

- パソコンが初めての方でも基本から学習できますので、お気軽にご相談ください。
- 【時】 毎週火～金曜日10時～17時
- \*ただし、祝日、盆、年末年始は除く

## 【所】 中央公民館1階 まなびねっとセンター

【内容】 パソコンの操作に関することや学習方法など、専門の所員が丁寧にお答えします。

- 【相談方法】 直接または電話でご相談ください。
- \*ご自分のパソコンの持ち込みもできます。
- 【問合先】 まなびねっとセンター(中央公民館内) 電話(22)7251



## 木造住宅耐震診断・改修補助金制度

地震による木造住宅の倒壊などの被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事の経費の一部を補助します。

### 【補助交付の要件】

- 次のすべての要件を満たす場合に交付します。
- ① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ床面積500㎡以下のもの
- ② 耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること
- ③ 市税などを滞納していないこと

### 【診断補助金の額】

交付対象経費の3分の2以内とし、1棟につき6万円が限度額

### 【改修補助金の額】

交付対象経費の10分の9以内とし、1棟につき30万円が限度額

### 【耐震診断】 5棟

▼受付開始日 平成27年5月20日

(水)から先着順  
\*既に耐震診断を終えている場合は対象外

### 【耐震改修】 1棟

▼既存住宅改修環境整備事業補助金に合わせて募集します。  
\*既に耐震改修を終えている場合は対象外。以前に診断を受けた、未改修の場合は対象になることがあります。

### 【所得税額の特別控除】

当年分の所得税額から住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額の10%に相当する額(最高25万円、補助額は控除)が控除されます。確定申告を行う必要がありますが、その際の住宅耐震改修証明書は本庁建築住宅課で審査の上、発行します。

### 【固定資産税の減額措置】

平成27年12月31日までは、固定資産税の減額措置の適用対象となります。(耐震改修の費用が50万円未満である場合を除く)

### 【事前相談・受付先】

本庁建築住宅課建築指導グループ 電話(23)5111(内線3643)

## がけ地近接等危険住宅移転補助金制度

災害の未然防止を図り、市民の生命の安全確保を目的とした補助制度です。がけ地の崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住宅から、安全なところに移転を希望される方の相談を受け付けています。

### 【対象建物】

- 次のいずれかに該当するものが対象となります。
- ① がけ上・がけ下で、昭和46年8月31日以前に建築された住宅
- ② 災害危険区域内(急傾斜地崩壊危険区域)または、土砂災害特別警戒区域内に建つもの。ただし、防災工事が完了している場合は対象外

### 【補助交付の要件】

危険住宅に、継続して本人もし

くは親族が居住していること

\*補助金申請前に新築・移転・解体工事に着手しているものは対象外となります。

### 【申請者要件】

▼安全なところへ移転し、危険住宅を除却される方  
▼本人もしくは親族が、金融機関からの借入れを行って、移転先の住宅を建設(購入)される方

### 【補助金の額】

区分	限度額	助成内容
危険住宅除却費	802,000円	実費補助
建設(購入)費	4,570,000円	金融機関から借り入れをしたときの、利息に対する補助
土地取得費	2,060,000円	
敷地造成費	597,000円	



### 【事前相談・受付先】

本庁建築住宅課建築指導グループ 電話(23)5111(内線3643)